

# 国保だより

平成28年4月16日発行

平成28年 第2号

保険医療助成課

☎229-3160 FAX 229-5001

**国民健康保険**(以下「国保」という)は、病気やけがに備えて被保険者(加入している人)の皆さんが保険料を出し合い、医療にかかる費用に充てる助け合いの制度です。健康保険組合や共済組合などの職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除いた全ての人が加入します。

## 国保に加入する人

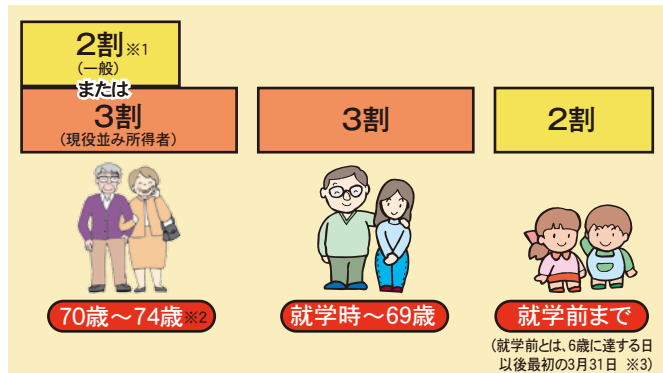
- 店舗経営など自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険をやめた人とその家族(任意継続保険に加入している場合を除く)
- パートやアルバイトで、職場の健康保険に加入していない人
- 3カ月を超えて日本に在留する資格がある外国籍の人で、住民登録があり、上記のいずれかに該当する人

## 医療機関にかかるとき

医療機関などで国民健康保険被保険者証(以下「保険証」という)を提示すると、年齢などに応じた負担割合を支払うだけで、次のような医療を受けることができます。

- 診察、治療、薬や注射などの処置
- 入院、看護(入院時の食事代は別途)
- 在宅療養(かかりつけ医の訪問診療)
- 訪問看護(医師が必要と認めた場合)

### 自己負担割合



※1 誕生日が昭和19年4月1日以前の人で、現役並み所得者に含まれない人は、特例措置により1割

※2 毎年8月1日に更新となる高齢受給者証に自己負担割合が記載されます

※3 4月1日が誕生日の場合は、その前日の3月31日

## 国保で受けられる給付

保険適用される診察・治療などの療養の給付、入院時食事療養費、訪問看護療養費などの他に、次のような給付が受けられます。いずれも申請が必要で、国民健康保険料を滞納している場合は、給付を制限されることがあります。詳しくは保険医療助成課までお問い合わせください。

### 出産育児一時金

被保険者が出産したときに42万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関などで分娩した場合や、在胎週数22週未満の場合は40万4,000円)を支給します。妊娠12週(85日)以降であれば死産・流産・人工流産にかかわらず支給します。原則として国保から医療機関に直接支払うため、個人負担は不足差額分となります。個人負担額が42万円(または40万4,000円)未満の場合は、国保から被保険者に差額分を支給します。

### 葬祭費

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に5万円を支給します。

### 療養費

次のような場合は、費用の全額を自己負担した後に申請すれば、審査決定された金額から一部負担金を除いた額を支給します。

- 旅先で急病になるなど、やむを得ない状況で保険証を提示できずに診療を受けた診療費(国外での診療の場合は海外療養費として申請)
- 医師が治療上必要と認めたときの、コルセットなどの補装具代
- 医師が治療上必要と認めたときの、はり・きゅう・あんま・マッサージの施術代
- 柔道整復師の施術代

### 特定疾病療養受療証の交付

先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析を必要とする慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症など、厚生労働大臣が指定する特定疾病の人は、「特定疾病療養受療証」を提示すれば、自己負担額が1カ月1万円(人工透析を要する69歳までの上位所得者は2万円)までになります。特定疾病療養受療証の交付を受けるには、申請が必要です。